住宅政策本部が施行する建築工事等における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法

第１　基本的考え方

本積算方法は、猛暑による作業効率の低下を考慮し、猛暑に伴う労務費の増加費用の算定及び変更による計上に必要な事項を定めるものである。

増加費用の積算にあたっては、「住宅政策本部が施行する建築工事等における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針（以下「運用指針」という。）」に定める作業不能日数を参考とする。

本積算方法は、住宅政策本部が施行する建築工事等（都営住宅建築積算要領、都営住宅整備積算要領、都営住宅電気設備積算要領及び都営住宅機械設備積算要領に基づき積算する工事）に適用する。ただし、夜間工事を除く。

第２　猛暑に伴う労務費の増加費用の算定方法

猛暑に伴う労務費の増加費用の算定方法は、次式を標準とする。

$$\text{猛暑に伴う労務費の増加費用} = \frac{\text{工事費のうち労務費相当額}}{\text{工期（T）（日）}^{※1} - \text{作業不能日数（日）}^{※2}} \times \text{増加費用算定日数（日）}^{※3} \times \left(1 + \text{専門工事業者等の諸経費の率（労）}^{※4}\right)$$

※1 積算要領 1.1.5.4 により算定された月数に 30 日を乗じて算定したもの。
なお、昇降機設備工事等で工期（T）を設定していない工事については、積算要領 1.1.5.4 に準じて設定する。

※2 運用指針に基づき算定された工期に見込む作業不能日数。

※3 猛暑に伴う増加費用算定用の日数。原則として作業不能日数と同じ日数とする。

※4 専門工事業者等の諸経費の率（労）は、令和８年度公共建築工事標準単価積算基準の中間値（４７％）とする。

なお、工事費のうち労務費相当額の把握が困難な場合には、次により算定することができるものとする。

工事費のうち労務費相当額

＝ 労務費相当額算定用の工事価格[※5] **× 標準的な労務費構成割合**[※6]

＝ 労務費相当額算定用の直接工事費 ×（１＋K[※7]**÷100）× 標準的な労務費構成割合**[※6]

※5 労務費相当額算定用の工事価格とは、猛暑に伴う労務費の増加費用算定前の内訳書に計上されている工事価格とする。

※6 標準的な労務費構成割合は、表１による。

※7 K（労務費相当額算定用の共通費率）は、積算要領の共通費の算定方法によることを基本とする。

表１ 標準的な労務費構成割合

居住専用住宅	事務所	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	8.59%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

（出典）「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」
（令和７年 12 月 国土交通省 不動産・建設経済局作成、33 頁）

第３ 工事発注時の取扱いについて

猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法の対象工事を新規に起工する際は、積算に使用した増加費用算定日数を設計図書に明示する。

第４ 増加費用算定日数について設計図書を変更する場合について

特記事項の増加費用算定日数について、受発注者間において協議し、必要と認められる場合は、設計図書を変更し、上記第２の方法で労務費の増加費用の算定を行う。この時、工事費、工期、作業不能日数及び増加費用算定日数は変更時点のものとし、工事費はスライド額及び労務費の増加費用を含まない工事費、工期は中止期間を含まない工期とする。

増加費用算定日数については、受注者からの協議に基づき、工期中に発生したＷＢＧＴ値が 31 以上の日数の実績値で計算することができるものとする。

なお、作業不能日数について設計図書を変更する場合については、運用指針による。

第５ その他

本積算方法に記載がない内容については積算要領による。また、本積算方法によりがたいと工事主管課長が判断する場合、別途個別に運用することができる。

第６ 附則

本積算方法は、令和８年８月 26 日以降に起工決定する工事から適用する。